

長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準

(常駐義務を緩和する措置)

第1条 この基準は、長浜市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定における、次の各号について運用事項を定めるものである。

(1) 現場代理人の常駐義務緩和

(2) 現場代理人の兼務

(現場代理人の常駐義務緩和)

第2条 長浜市の発注する工事において、次の各号に掲げる期間について常駐義務を緩和するものとする。

(1) 契約図書もしくは工事打合簿により明確となっている不稼動期間であり、次のいずれかに該当する期間

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 契約約款第19条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事が完成後、事務手続き、後片付け等のみ残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 現場代理人が常駐しない期間中における現場パトロールと緊急時の速やかな対応が取れる体制について、事前に工事打合簿にて報告をするものとする。

(現場代理人の兼務)

第3条 次の各号全ての要件を満たす工事について、2件まで現場代理人の兼務を認めることができる。

(1) いずれも長浜市が発注した工事であり、工事箇所が長浜市内であること。

(2) 兼務する工事の契約金額がいずれも4,500万円未満（税込）であること。

(3) 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

2 兼務を認められた現場代理人は、稼働中のいずれかの工事現場に駐在しなければならない。

3 兼務を認められた現場代理人は、発注者と常に連絡が取れ、発注者が求めた場合には工事現場に向かう等の対応を取れるようにしなければならない。

4 兼務の申請手続きの流れについては、別添「現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー」によるものとする。

5 兼務している工事が、その後の設計変更により、第3条第1項第2号の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き当該兼務を認めるものとする。

(兼務の解除)

第4条 発注者は、施工管理体制が不十分等の理由で兼務が適当でないと判断した場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(その他)

第5条 この基準に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この運用基準は、令和7年4月1日から適用する。

【別添】

現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー

